**ＫＩＺＵＫＩ・看板改修支援事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　知事は、ＳＡＧＡ２０２４国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、県内の老朽化した公共性を有する看板を改修又は撤去する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）老朽化した　傾き、へこみ、はがれ、さび付き、色あせ等が発見できる、又は表示内容が現在に合っていないこと。

（２）公共性を有する看板　公共的目的をもって表示し、又は設置している看板

（３）市町　佐賀県内の市町

（４）市町以外の団体　佐賀県内の観光協会、交通安全協会、奉仕団体、自治会、地縁団体等

（補助対象看板）

第３条　補助金の交付の対象となる看板は、県内にある市町又は市町以外の団体の公共性を有する看板のうち、老朽化したもの（以下「補助対象看板」という。）とする。ただし、政治的又は宗教的な内容を主張する目的の看板を除く。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、補助対象看板の改修又は撤去の権限を有する者とする。

２　補助対象者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　前項の補助対象者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の対象経費及び補助率等）

第５条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 補助率（補助金額） |
| 市町の補助対象看板の改修又は撤去に要する経費 | ２分の１（上限額：1基あたり金400,000円）以内 |
| 市町以外の団体の補助対象看板の改修に要する経費 | ３分の２（上限額：1基あたり金400,000円）以内 |

（補助金の交付申請）

第６条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

２　前項の補助金交付申請書の提出期限は知事が別に定めるものとし、その提出部数は１部とし、佐賀県県土整備部まちづくり課に提出するものとする。

３　規則第４条第３項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は３０日とする。

（補助金の交付の条件）

第７条　規則第５条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。

ア　交付決定額に変更がなく、経費の配分の２０％以内の金額の変更

イ　入札等実施による補助金額の減額

（３）補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成２４年１０月９日付け商第１２５１号佐賀県農林水産商工本部長通知）のとおり県内企業と契約するように努めること。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

（５）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（６）補助金の交付決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

（７）補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずること。

（８）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

（９）補助事業者は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、規則第２２条の規定に従い、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

（１０）規則第２２条の場合で、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった時は、原則として当該収入の全部又は一部を県に納付すること。

（１１）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第６号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（１２）改修後の看板については、関係自治体の屋外広告物条例及び関係規則等を遵守すること。

　（１３）本補助金の交付は、原則１基の看板につき１回とすること。

　（１４）改修後に政治的又は宗教的な内容を主張する目的の看板とならないこと。

２　前項第２号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第２号のとおりとする。

（状況報告）

第８条　知事は、補助事業遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について、報告を求めることができるものとし、その様式は任意とする。

（実績報告）

第９条　規則第１２条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第３号のとおりとする。

２　前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後３０日以内かつ当該年度の３月３１日までとし、その提出部数は1部とする。

３　規則第１２条第１項後段に規定する実績報告書は、様式第４号のとおりとする。

４　前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の４月

１０日とし、その提出部数は１部とする。

（補助金の交付）

第１０条　この補助金は、概算払で交付することができる。ただし、概算払の請求可能額は、交付決定額の９割までとする。

２　規則第１５条第１項に規定する補助金交付請求書は、様式第５号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第１１条　規則第２２条第３号に規定する財産は、公共性を有する看板とする。

２　規則第２２条ただし書きの別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、知事が承認する場合はこの限りでない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　佐賀県知事　　　　　　　様

申請者住所

氏名

　　　　ＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付申請書

　下記のとおりＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業を実施したいので、ＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金　金　　　　　　　円を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容及び経費の配分　（別紙）

３　事業の成果

４　事業完了予定年月日　　　　　　　年　　月　　日

５　収支予算（別紙）

６　その他の添付書類

　・見積書等

　・看板の写真（老朽化が確認できるもの）等

　・看板の位置がわかる地図

（別紙）

１．事業の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 看板表示内容 | 老朽化区分 | 改修または撤去の別 | 事業費内訳 | 備　考 |
| 総額 | 県補助 | 自己負担 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　計 |  |  |  |  |

（注１）老朽化区分は「１．傾き」「２．へこみ」「３．はがれ」「４．さび付き」「５．色あせ」「６．情報が古い」「７．その他」を記入すること。「７．その他」の場合は備考欄に具体的に記入すること。

（注２）複数の看板をまとめて申請する場合で、添付する見積書等の内訳に諸経費や消費税の欄がある場合は、各看板の経費の割合で按分すること。また、看板１基ごとの工事費単価の根拠が不明の場合は、工事費の総額を看板の数で除した金額とすること。

２　収支予算

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 備考 |
| 県補助金 |  |  |
| 申 請 者 負 担 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 備考 |
| 改修 |  |  |
| 撤去 |  |  |
| 計 |  |  |

予算議決（成立）（又は予算議決（成立）予定）　　　　　　年　　月　　日

様式第２号（第７条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　佐賀県知事　　　　　　　様

申請者住所

氏名

　　　　ＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号により補助金交付決定通知のあったＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金　　　　　　　円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及びＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

（注）１．金額の変更のない変更申請の場合は〔　　　　〕の分は消去すること。

２．「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分

　と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるよう記載すること。

様式第３号（第９条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　佐賀県知事　　　　　様

申請者住所

氏名

　　　　ＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で補助金交付決定の通知があったＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金について、下記の通り事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及びＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容及び経費の配分　（別紙）

３　事業の成果

４　事業完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

５　収支決算（見込）（別紙）

６　その他の添付書類

　・改修または撤去後の写真

　・領収書等支払いが確認できるもの

（別紙）

１．事業の内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 看板表示内容 | 改修または撤去の別 | 事業費内訳 | 備　考 |
| 総額 | 県補助 | 自己負担 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　計 |  |  |  |  |

（注１）複数の看板をまとめて実績報告する場合で、添付する領収書等の内訳に諸経費や消費税の欄がある場合は、各看板の経費の割合で按分すること。また、看板１基ごとの工事費単価の根拠が不明の場合は、工事費の総額を看板の数で除した金額とすること。

（注２）第７条第２項イに規定する入札等実施による補助金額の減額の場合は、備考欄にその旨を記載

すること。

２　収支決算

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 備考 |
| 県補助金 |  |  |  |  |
| 申 請 者 負 担 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 備考 |
| 改修 |  |  |  |  |
| 撤去 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

様式第４号（第９条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　佐賀県知事　　　　　様

申請者住所

氏名

　　　　年度ＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金年度終了実績報告書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で補助金交付決定の通知があったＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金の　　　　年度における実績について、佐賀県補助金等交付規則及びＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　事業年度終了実績報告（別紙）

２　事業実施期間　（当初）　：　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　　　　　　　　　（変更後）：　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

３　その他

（別紙）

１　収支の状況

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 収入済額 | 繰越額 | 備考 |
| 県補助金 |  |  |  |  |
| 申 請 者 負 担 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 支出済額 | 繰越額 | 備考 |
| 改修 |  |  |  |  |
| 撤去 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２．進捗状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定内容 | 年度内遂行実績 | 進捗率(B)/(A) | 翌年度繰越分 | 備　考 |
| 事業費（A） | 補助金 | 事業費（B） | 補助金 | 事業費 | 補助金 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第５号の１（第１０条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（概算払い用）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　佐賀県知事　　　　　　　様

申請者住所

氏名

　　　　ＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で交付決定の通知があったＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請　求　額　　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　内訳　交付決定額　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　交付済額　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　今回請求額　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　残　　　額　　金　　　　　　　　　円

　　　 振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　銀行 | 　　　　　　　　支店 |
| 預金口座 |  １　普通　　　２　当座 | 口座番号 | 　 |
| 口座名義人 | フリガナ | 　 |
| 名称 | 　 |

様式第５号の２（第１０条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（精算払い用）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　佐賀県知事　　　　　　　様

申請者住所

氏名

　　　　年度ＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で確定通知があったＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金として佐賀県補助金等交付規則及びＫＩＺＵＫＩ･看板改修支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請　求　額　　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　内訳　額の確定額　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　交付済額　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　今回請求額　　金　　　　　　　　　円

振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　銀行 | 　　　　　　　　支店 |
| 預金口座 |  １　普通　　　２　当座 | 口座番号 | 　 |
| 口座名義人 | フリガナ | 　 |
| 名称 | 　 |

様式第６号（第７条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　佐賀県知事　　　　　　様

申請者住所

氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　　　年 　月 　日付け 　　第　　　　 号で交付決定通知のあったＫＩＺＵＫＩ・看板改修支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

１ 佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号）第１３条の規定による確定額又は事業

実績報告による精算額

金　　　　　　　 円

２ 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金

　等返還相当額）

金 　　　　　　　円

３ 添付書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等